



2023年12月21日

各位

会社名 株式会社まぐまぐ
代表者名 代表取締役社長 熊重 晃
(コード番号：4059 東証スタンダード)
問合せ先 取締役CSO兼CFO 浅野 匡志
(TEL. 03-5719-5703)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社エアトリについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2023年9月30日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等 |
|--------------|-----|-------------|-------|-------|-----------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 株式会社 エアトリ | 親会社 | 70.74 | 0.00 | 70.74 | 株式会社東京証券取引所 プライム市場 |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

株式会社エアトリは、当社議決権の70.74%を保有する親会社であります。

当社は、親会社グループにおいて、メディア事業に区分されておりますが、親会社グループ内において、当社の主な事業内容と同事業を展開しているグループ企業はなく、親会社グループ内における競合は生じておりません。

人的関係につきましては、本書提出日現在、当社取締役4名のうち1名は親会社の従業員を兼任しております。また、事業部門の体制強化を目的として親会社グループから出向者1名を受け入れております。

(役員の兼務状況)

(2023年12月21日現在)

| 役職 | 氏名 | 親会社又は そのグループ企業での役職 | 就任理由 |
|-----|-------|-----------------------|---------------|
| 取締役 | 塚越 哲也 | 株式会社エアトリ 執行役員 | 体制強化のため当社から依頼 |

(注) 当社の取締役4名、監査役3名のうち、親会社との兼任役員は当該1名のみであります。

(出向者の受入れ状況)

(2023年12月21日現在)

| 部署名 | 人数 | 出向元の親会社等又はそのグループ企業名 | 出向者受入れ理由 |
|-----|----|---------------------|---------------|
| 営業部 | 1名 | 株式会社エアトリインターナショナル | 体制強化のため当社から依頼 |

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

株式会社エアトリは、当社議決権の70.74%を保有しておりますが、当社には親会社の承認を必要とする取引や業務は存在せず、事業における制約はありません。しかしながら、議決権比率の観点から、定款の変更、取締役および監査役の選解任、合併等の組織再編行為、重要な資産・事業の譲渡および剰余金の処分等、株主の承認が必要となる事項に関しては、親会社による議決権行使が当社の意思決定に影響を及ぼす可能性があります。また、親会社の経営方針の変更や経営状態の悪化等により、問題が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- (3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策ならびにその状況

当社は、事業における親会社の制約を受けず、独立した意思決定による独自の経営を行っております。人的関係については、親会社との兼任役員が1名、親会社グループから1名出向者を受け入れておりますが当社の事業部門の体制強化を目的としたものであり、当社独自の経営判断を妨げるものではありません。

また、当社は親会社グループと新たに取引を行う場合は、第三者との取引以上に、慎重に条件の妥当性を検証して取引を行っております。当社では、関連当事者取引を行う際には、取引の妥当性について、取締役会で決議される前に独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、取引の可否を判断しております。加えて、当社と親会社グループとの間に、金銭の貸借や債務の保証・被保証の関係はありません。これらのことから、親会社からの一定の独立性が確保されているものと認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社と取引を行う場合には、取引の妥当性について独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、取引の可否を判断しております。これにより、当社および当社の少数株主の利益を害することのないよう取引を行っております。

以上